広聴特別委員会

日 時 令和3年9月10日(金)

午前9時30分

場 所 第2委員会室

付議事項

1 陳情書について

陳情書への回答 (案)

モニターへの回答に次の文を付け加えます。

「一般質問時の発言として、ふさわしいとは言えませんが、不穏当発言には当たらないと思われます。しかし、議員は一般質問の本質を理解し、発言すべきものと考えます。」

山陽小野田市議会 議 長 小 野 泰 様

> 小野田 3929C-202 樋口晋包

公聴特別委員会でのモニター意見への誠意ある回答の要望に関する陳情書

陳情内容

7月30日の公聴特別委員会において令和3年6月10日付けモニター意見についての審査で、「今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」の意見に対しての回答が「取上げて議論すべき問題ではないと考えます。」とのことでしたが、この回答の取り下げと誠意ある回答を出すこと。

陳情理由

このモニター意見は吉永議員の一般質問が相応しいものなのかを問い、このことを通して一般質問の在り方について聞いています。しかしこの回答は質問に答えておりません。特に回答には「議論すべき問題」との表現がありますが、モニターの意見であり「問題」を取り上げてほしいという要望ではないにもかかわらず「問題ではない」と「一般質問の在り方」を問う質問に対して論点をすり替える誠意のない回答であると感じています。 更にこの問題は根が深く、議員同士の忖度や配慮があるのではないでしょうか。ここに「議員」と「議会人」の違いが出なければならないものだと考えており、切磋琢磨する議会であってほしいと考えているため。

以上



モニターからの意見	議会の考えと対応
モニター意見及び質問 1. 令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対しての回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。	1. 一般質問など、自治法や会議 規則に規定されていることは議会人 としての活動で、一議員として請 願・陳情で紹介議員になることなど は議員としての活動であると考えま す。
2. 令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答をいただきましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会で必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。	2. 現実的に22人での討論会は運営が難しく、実施要綱の変更の必要があると考えます。
3. 令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対しての回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。	3と4.8月10日からホームページに掲載しております。
4. 上記3. が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまで に掲載するかを何故協議されないのでしょうか。	

5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。

5 と 6. 取上げて議論すべき問題 ではないと考えます。

- 6. 上記 5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において(執行部も居るという意味で)議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、なあなあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。
- 7. 今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。
- 7. 会派の政策を具体的に明らかにできていないことが理由の一つであると考えます。今まで以上に会派内で議論を重ね理念、政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるべきであると考えます。